

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長 花 山 院 弘 匡

奈良県教育委員会規則第六号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の五第三項中「者の」を「ものの」に、「校長の推薦に基づき委員会」を「校長」に改め、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 校長は、前項の規定により学校評議員を委嘱したときは、速やかに教育長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。